

平成三十年七月十三日提出
質問第四四七号

過労死等の労災補償状況の公表等に関する質問主意書

提出者
山井和則

447

過労死等の労災補償状況の公表等に関する質問主意書

厚生労働省は、過去十年間は、毎年六月末までに公表してきた「過労死等の労災補償状況」について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の法案審議と関係が深く、エビデンスに基づいた議論が必要であるにもかかわらず、今回は、同法案成立後の七月になってから公表しました。

そこで、以下の通り質問します。

- 一 「過労死等の労災補償状況」について、昨年までの過去十年間は、それぞれ六月末までに、前年度の統計結果が公表されていたのに、今年はその公表が七月にずれ込みました。厚生労働省としては、今年の「過労死等の労災補償状況」の公表について、当初は例年通り六月末までの公表を目指していましたが、二 「過労死等の労災補償状況」について、今年の公表を六月末までに行うことを断念したのはいつですか。また、六月末までの公表を断念することについて、加藤厚生労働大臣が了解もしくは認識したのは何月何日でしたか。

- 三 二〇一七年度の、脳・心臓疾患および精神障害のうち裁量労働制対象者に係る決定及び支給決定件数を、加藤厚生労働大臣には、何月何日に報告しましたか。

四 労働政策審議会で、高度プロフェッショナル制度の年収要件や業務内容はいつまでに決まりますか。
右質問する。